

羽曳野市男女共同参画推進プラン パブリックコメントの概要

	区 分	コメントの概要
1	プラン全体について	市内には同和地区をはじめ、マイノリティ女性が住んでいる。その視点がない。
3	プラン全体について	市人権条例との関わりについて。
4	プラン全体について	市に男女平等条例の必要性はどうか。
5	プラン全体について	企業に対する働きかけが弱い。
6	プラン全体について	消防署等への方向がない。
7	プラン全体について	庁内のジェンダーバランスの推進計画を打ち出してほしい。
8	プラン全体について	マイノリティの実態調査の実施。
9	プラン全体について	審議会にマイノリティ女性の代表を入れてほしい。
10	プラン全体について	憲法に基づく両性の平等、個人の尊重、人権の保障と女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約による発展、福祉、平和は男女が平等の条件で最大限に参加することなくしては達成し得ないという理念を明記すること。
11	プランの基本的な考え方について	あらゆる分野において、直接・間接的を問わず、あらゆる差別をなくし、男性も女性も一人の人間として個人の尊厳が重んじられ、お互いの人権を対等・平等の立場で認め合える、実質的で普遍的な男女平等社会を目指すことを基本目標とすること。

羽曳野市男女共同参画推進プラン パブリックコメントの概要

12	プランの基本的な考え方について	「すべての男女が安心して暮らせる社会づくり」の社会情勢分析に、「高度情報化社会」を追記すること。
13	基本目標 A 基本課題 2 施策の方向（1） 学校教育における男女平等の推進	幼稚園において現在「親学習」を行っているので、この項目の中にその取り組みについて追記すること。
14	基本目標 A 基本課題 2 施策の方向（2） 生涯学習における男女平等の推進	「～女性がそのライフステージに関わるテーマを取り上げ、～」の記載を「～ひとがそのライフステージで～」と改めること。 また、「女性教育」という意味がわからない。「人権教育」と改めること。 また、保育園や子育て支援センターでは、子育てに関する相談・アドバイスも行っているので、この施策の充実に触れ、担当課にこども財産課を追記すること。 また、保健センターでのマタニティスクールにおいて、両親の参加があることから男女平等の新しい家庭を築くための教育が求められる。
15	基本目標 A 基本課題 3	「暴力の予防」とは何か。
16	基本目標 A 基本課題 3 施策の方向（2） あらゆる暴力への対策の推進	施策の内容・方向性について担当課が空白になっている箇所がある。なお、担当課には保健センターをいれること。 また、市民や事業所に期待される取り組みの中で「関係機関に連絡しましょう」とあるが、関係機関を列記すること。 セクシャル・ハラスメントについて、事業所の責務であることを明記すること。

羽曳野市男女共同参画推進プラン パブリックコメントの概要

17	基本目標 A 基本課題 4	市民や事業所に期待される取り組みの中で、「男女の人権尊重や男女共同参画の視点に立った表現に努めましょう」ではなく「～表現を使いましょう」に改めること。
18	基本目標 B 基本課題 1	企業に対して「ポジティブ・アクションを活用して、女性の管理職への登用を推進する」を追記すること。
19	基本目標 B 基本課題 1 施策の方向（2）企業や 団体等への女性の登用 の啓発	「ポジティブ・アクション」の使用方法が違うのでないか？用語解説にあるように「優遇措置」の意からすれば「公正に評価する」という表現は間違いではないか。 また、「自治会や PTA、市民団体～」とあるので、担当課に社会教育課を追記すること。
20	基本目標 B 基本課題 1	市民や事業所に期待される取り組みの中で、2 点目を削除すること。（9 点目に含まれるから。）
21	基本目標 B 基本課題 2	現状と課題の箇所でも男女及び正規・非正規間の労働条件・賃金格差が依然として大きいことに触れ、憲法の法の下での平等、労働基準法・男女雇用機会均等法の均等待遇原則の徹底を図ることを明記すること。
22	基本目標 B 基本課題 2	「羽曳野市特定事業主計画」の前に「次世代育成支援対策推進法に基づく」と追記すること。
23	基本目標 B 基本課題 2 施策の方向（2）就労環 境の整備と支援	「ファミリー・フレンドリー企業」とは何か？

羽曳野市男女共同参画推進プラン パブリックコメントの概要

24	基本目標 B 基本課題 2 施策の方向（４）多様な 就労形態への支援	「パートタイム労働法」「労働者派遣法」「SOHO」「テレワーク」について用語解説に追記すること。
25	基本目標 B 基本課題 2	市民や事業所に期待される取り組みの中で、「フレックスタイム就業制度」は早い時間の出勤か、遅い時間の終業の選択を迫るものであり、どちらも家庭生活への影響はさけられないと考える。労働時間の短縮や残業規制が重要であるので、「フレックスタイム就業制度」を削除すること。
26	基本目標 B 基本課題 3	「男性の家庭生活への参画などを進めることで」を削除し、「男女がともに家事・育児・介護等の家庭的責任を担っていくため」に改めること。 「男性が家庭生活に関わることは特別なことではない」を「～当然のことである」に改めること。
27	基本目標 B 基本課題 4 施策の方向（１）地域社会での男女平等意識の醸成と地域活動への参加促進	「働く意志のある定年退職後の男性や、活力ある女性の人材把握」とあるが、「男女ともに活力ある人材の把握」に改めること。担当課も追記すること。
28	基本目標 C 基本課題 1	市民や事業所に期待される取り組みの中で、事業所の取り組みがない。事業所内健康診断の充実や、リプロダクティブ・ヘルス／ライツへの理解を深め、労働基準法・男女雇用機会均等法に基づく母性保護制度の充実を記すこと。
29	基本目標 C 基本課題 2 施策の方向（１）高齢者や障害者などの福祉・就労の充実	「障害者自立支援法」について用語解説に追記すること。

羽曳野市男女共同参画推進プラン パブリックコメントの概要

30	基本目標 C 基本課題 2	市民や事業所に期待される取り組みの中で、「各種制度やサービスについて正確な情報を持ち、」とあるが、正確・適切な提供は行政の責務である。 また、「高齢者や障害者は積極的に地域活動に参加・参画しましょう」を削除し、次項の「性別や年齢」の後に「、障害の有無」を追記すること。 また、事業所に期待される取り組みがない。高齢者・障害者の積極的な雇用等を記すこと。
31	基本目標 C 基本課題 3	貧困と暴力の根絶、平和なくしてあらゆる人権は守れないとの認識を明記すること。 また事業所に期待される取り組みがない。憲法の法の下での平等と、労働基準法・男女雇用機会均等法の均等待遇原則の徹底を図り、外国籍を持つ人であることを理由とするあらゆる差別を許さない、事業所としての姿勢を明確にする等を記すこと。
32	第 5 章プランの効果的な 推進に向けて	本プランは、基本計画であるから、この目標の実現は、実施計画なしには達成しえない。具体的な数値目標をたて、2016 年度までの中・長期計画を策定し、毎年度必要な予算を確保すること。具体の目標設定にあたっては、幅広い市民の意見を募り、実際に子育てをしている人や、有識者などの要望を反映すること。
33	第 5 章プランの効果的な 推進に向けて	男女共同参画社会基本法 17 条の苦情の処理等について、触れられていない。苦情処理の措置、被害を受けた人の救済措置、その窓口機関等を明記すること。
34	プラン全体について	文章の前後のつながりが悪く何をいわんとしているのか把握しづらい箇所がある。 また用語解説はついているものの、カタカナ表記が多くわかりにくい。